

手数料および返戻金制度に関するご案内

株式会社アイスタイルキャリア

報酬額及び支払方法

1 甲（求人企業様、以下甲）が求職者の採用を決定した場合、甲は本業務の報酬として、次の各号に基づき算定される金額を乙（株式会社アイスタイルキャリア、以下乙）に支払うものとする。

（1）採用者の理論年収額の35%

（2）理論年収とは、採用者に支払われる次の金銭の合計額をいう

①月次給与の12か月分

②前年度支払実績に基づく1年間の賞与総額

③役職手当又は類似の手当の1年間の総額

④住宅手当又は類似の手当の1年間の総額

⑤扶養手当又は類似の手当の1年間の総額

⑥営業手当又は類似の手当の1年間の総額

⑦労働基準法に定める事業場外労働、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制等のみなし労働時間制を採用している場合に、支払われる手当があるときは、その1年間の総額

⑧前号に関わらず、時間外労働を一定時間数に想定した上で定額として支払われる手当がある場合は、その1年間の総額

⑨本項各号の他、手当と称され、又は類似の呼称で採用者に支給されることが予定されている金銭の1年間の総額（通勤手当を除く）

2 甲は、第3条第2項により乙に不採用の通知をした場合であっても、当該通知日から6ヶ月以内に、甲が乙を経由せずに、当該求職者に対し雇用の申込みをし、当該求職者がこれを承諾し雇用契約が成立したときは、前項が適用されるものとする。

3 乙は、甲に対し、第1項の報酬額及びこれに係る消費税について、採用者の入社日が属する月の末日までに請求書を発行するものとし、甲は、翌月末日限り、乙が別途指定する銀行口座に振込により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

報酬の返還

乙は、採用者が、自己都合による退職又は採用者の責めに帰すべき事由による解雇を理由に退社した場合は、次の基準に従い前条第1項の報酬を甲に返還するものとする。

（1）入社日より30日以内に退社した場合：報酬額の80%

（2）入社日より90日以内に退社した場合：報酬額の50%

（3）入社日より180日以内に退社した場合：報酬額の5%